平成２４年（フ）第９３８０号
東京都大田区田園調布南30―２―202
債務者　高橋　松枝
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３８３号
東京都西東京市泉町２丁目12―15
債務者　政　　正代
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３８６号
東京都練馬区立野町14―２―２号
債務者　伊藤あけみ
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３８７号
神奈川県川崎市高津区子母口436―３―204
債務者　竹内　義和
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３９２号
東京都杉並区下井草５丁目23―２―203
債務者　阿部トシ子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３９６号
神奈川県相模原市中央区相模原４丁目９―４ライオンズマンション第８―503
債務者　長島はる江（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３９７号
東京都江戸川区北小岩２丁目26―５―403
債務者　嶋津　カネ
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３９８号
東京都目黒区柿の木坂２丁目１－３　グレイスK205
債務者　原　希代美（旧姓初田）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４０５号
東京都品川区西五反田８丁目６－７
債務者　吉田　郁史
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４０８号
東京都荒川区東尾久５丁目18―１―101
債務者　加藤　満家
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４０９号
東京都品川区南品川４丁目19―７―301
債務者　森本　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５００号
横浜市瀬谷区三ツ境108番地９　第２ニューライフ金子302号
債務者　森田しおり
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５０１号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番Ｄ―601号
債務者　工藤　真紀
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５号
石川県七尾市古府町ろ部17番地　ｈｏｐｅＮｏ．１―202号、従前の住所石川県七尾市後畠町チ部３番地６
債務者　戸澗　時和
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第４６号
石川県七尾市後畠町チ部３番地６
債務者　左川外志美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第４００号
静岡市葵区美川町３番２―22号
債務者　野崎　和美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部